

子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第18号 2006年11月15日

子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ <http://www2.newweb.ne.jp/wd/kodomo21/>

メールアドレス kodomo21@md.newweb.ne.jp



画・岡本正和

「いじめ」問題と教育基本法

「いじめ」による自殺が続発しています。ことは子どものいのちにかかわる問題であり、また、それぞれに固有の理由や原因がある問題です。したがって、軽々に論じられない重い問題であることを自覚しつつ、ここでは、「いじめ」はなぜなくなるのか、なぜ、子どもたちが自殺にまで追い込まなければならないのか、という問題意識にたつて、おもに、社会的背景や教育政策にかかわって、「いじめ」問題と教育基本法にも言及しつつ、みなさんとともに、考え合っていきたいと思います。

「競争と管理」の教育政策の転換を

「いじめ」問題が社会問題となったのは、今からおよそ10年ほど前のことです。私が大教組（大阪教職員組合）の役員となった1995年の大教組夏期学校で、「いじめ」問題の講演を大変緊張しておこなったので、強く印象に残っています。そのとき、とりわけ子どもを追いつめている競争教育の問題を「いじめ」問題の背景として、厳しく指摘したことも、よく覚えています。国連子どもの権利委員会が日本の教育制度について「高度に競争的」であり、「子どもたちはストレスにさらされ、発達障害にさらされている」と勧告したのは、1998年、それから3年後のことでした。爾来10年、日本の競争的な教育制度は改善されるどころか、いっそうひどくなってきています。「いじめ」問題の重大な背景として、子どもを追いつめて、追いつめ、ストレスを増幅させている「競争と管理」の教育政策を、今日もお指摘しなければなりません。

同時に、約10年たって、何がどう変化し、またしても「いじめ」問題がクローズアップされてきたのかについては、新しい事情があると思います。

「構造改革」路線による「格差づくり」が「いじめ」問題の重大背景を形づくる

その第1は、「構造改革」路線の進行のもとで作りだされている、人を人として大切にしない社会的風潮の問題であると考えます。「構造改革」路線は、「弱肉強食」をそのもっとも大きな特徴とする市場原理にもとづいて、政策的に「勝ち組」「負け組」をつくりだし、新たな貧困と社会的格差の拡大をつくりだしてきています。同時に、それは、人を人として大切にしない社会的風潮を広

げてきています。「構造改革」路線は、人間らしい労働を破壊し、人間らしく生きていくための最低限の社会保障までふみにじり、人をふみつけにしても心を痛めない、という殺伐とした世の中をつくりだしているのではないのでしょうか。そのもとで、「いじめ」問題に限らず、「少年事件」などの諸事件の多くは、「強者」が「弱者」に対して、持っていくような不満や悩みのはけ口を暴発させるという構造を持っているのではないか、と思います。しかも、「強者」「弱者」の関係は、見かけ上の、あくまでもその時点での、お互いの相対的關係としての「強者」「弱者」であり、そのときの「強者」は別の関係においては「弱者」でもあるのです。したがって、「いじめ」る側と「いじめ」られる側は、何らかの契機によっていつでも逆転する関係という構造となっています。

「いじめ」を克服するためには、「いじめ」を生み出す温床となっている、「構造改革」路線がつくりだした社会的風潮を、社会的連帯を強めて克服することがあらためて求められていると考えます。

「教員評価」「学校評価」政策が隠蔽体質の温床

第2に、政府・文部科学省の教育政策の変化があると考えます。この間のもっとも大きな政策的変化は、これまでの「競争と管理」に加えて、教職員や学校に数値目標を押しつけ、その達成を強要する「教員評価」「学校評価」政策にあると考えます。「教員評価」「学校評価」は、教職員や学校をランク付けし、序列化するものであり、教職員と学校を「勝ち組」「負け組」にふるいわけするものです。安倍内閣が「教育再生プラン」としておこなおうとしている「全国一斉学力テスト」の実施とその結果の公表、これと組み合わせて「学校選択の自由」

を全国におしひろげることは、子どもを「勝ち組」「負け組」にふるいわけ、これを利用して「勝ち組」学校、「負け組」学校をつくりだそうとするものであり、「いじめ」問題解決に逆行するものであることは明らかです。

また、この政策は、いま問題となっている学校と教育委員会の隠蔽体質の温床をつくっています。「教員評価」「学校評価」政策は、いわば失敗をゆるさない体制づくりとも言えるものです。失敗なしに子どもの成長・発達はありません、教育は、この子どもの成長・発達に徹底的につきあう仕事であるがゆえに、教育の仕事に失敗はつきものです。教育の仕事には、「これでよし」ということはありえず、教職員は、常に課題と向きあっています。それは、子どもの成長・発達が無限の可能性をもっているという厳然たる事実由来します。ところが、この政策は、教育行政が、教職員と学校に目標を押しつけ、その達成を迫るものです。しかも、その目標の客観性を装うために、数値目標化される場合も少なくありません。教育のいとなみには数値で表すことができるものはまったくない、とはいえませんが、そのほとんどが数値化になじまないものです。また、教育のいとなみに照らして、断じて数値目標化してはならないものがあります。今、問題となっている「いじめ」発生件数の数値目標化はその典型です。教育は子どもの実態から出発しなければなりません。「いじめ」があれば、「いじめ」があるという事実から出発して、その解決、克服を個々の教職員努力と教職員集団の共通理解と指導によってはかるというのが教育のいとなみに沿った解決の方向です。しかし、「いじめ」発生件数を数値目標化し、「教職員評価」や「学校評価」とむすびつけられれば、それは、限りなくゼロに近いほうがよい、とされ、このことによって教育実践の出発点である、子どもの実態を覆い隠すことになるのは当然ではないでしょうか。これが、学校や教育委員会が実態を覆い隠す隠蔽体質の温床をかたちづいています。

「いじめ」問題の解決のためにも、こうした政策は、抜本的に見直されなければなりません。

教育基本法にもとづく教育は、理念だけではなく、実践上の課題

以上、「いじめ」問題の背景に横たわる重大な政策問題について述べてきました。しかし、教育の仕事は、政策批判をしていけばすむというものではないことは、明らかです。それは、教育は「国民全体に対し直接に責任を負っておこなわれるべきもの」という、教育の国民に対する直接責任性が要請するものです。念のために一言述べれば、教育基本法が規定しているから教育があるのではありません。教育は国民に対する直接責任でおこなうものであるという教育のいとなみの本質があり、教育基本法はそれを法律で確認したものであるということです。

この角度から、「いじめ」問題を意識しながら、教育基本法をあらためて見てみましょう。教育基本法は、その前文で「われらは、個人の尊厳を重んじ」と述べ、第1条で「個人の価値をたつとび」と述べています。それは、一人ひとりの子どもたちがそれぞれかけがえのない存在であり、その一人ひとりを人間として大切に育てることが教育のいとなみの本質であるという事実由来します。また、教育基本法は第2条で「自他の敬愛と協力」と述べていますが、これは、教育といういとなみが、かけがえのない存在である個人がお互いにそのことを承認しあって力をあわせることを要請しているからです。

「いじめ」問題の解決のためには、この教育基本法が確認している教育の条理にたつて、日々の教育実践、教育活動を組み立てることが求められるのではないのでしょうか。つまり、教育の条理を教育活動につらぬくことが私たちの実践上の課題であり、それは、教育基本法の側からいえば、教育基本法にもとづく教育実践、教育活動と言えるということだと思います。

私たちは、よく「教育基本法にもとづく教育」と言いますが、その言葉は、人のいのち、人が生きていくという厳粛な事実にたった大変重たい言葉であることをお互いに自覚しなければなりません。「いじめ」自殺という大変重たい問題であるからこそ、「教育基本法にもとづく教育」という重たい言葉を対置して教育活動をすすめるなければならないのではないのでしょうか。

山口 隆（全日本教職員組合副委員長・教育文化局長）

国民投票法案の **カラクリ**

国民投票って何だか、ご存じの方はどれほどいるのでしょうか。

2006年3月の時点では、「国民投票」って何なのか知らない人が7割もいました（NHK世論調査）。国民投票が行われるのは、日本では憲法96条、つまり憲法の改正をするときだけとなっています。憲法は、国家権力の暴走から国民を守る唯一の「法」としてとても重要なので、その改正は通常法律とは違って、政治家だけでは改正できず、一番利害関係のある国民が直接投票して決めることになっているわけです。

「国民が憲法改正の是非を決める」それが国民投票をする意味ですから、この国民投票は国民の声が正しく伝わる手続でなければいけません。国民がちゃんと情報を発信・受信して国民的な議論ができて初めて「国民が決めた」といえることとなります。

ところが、政府の出している法案は、逆に国民の目も耳も口も塞ごうとするカラクリをもった内容となっているのです。条文は膨大なのですが、簡単にポイントを3つに絞ってお話します。

①ひとつは、なるべく国民の声を反映させないカラクリです。

憲法の改正は、国民投票で国民の「過半数」が賛成したときだけ改正ができることになっています。普通、国民の「過半数」と言われれば、投票してきめるのだから「有権者の過半数」と考える人が多いでしょう。また、せめて「投票した人全員の過半数」と考える人もいるでしょう。ところが、法案は、このどちらでもなく、「有効投票の過半数」としているのです。

このように考えたらどうなるかというと、投票率が50%として、有効投票率が80%だとすると、有権者のわずか20%（つまり5人に1人）で「国民の過半数」が憲法改正に賛成したことにされてしまうわけです。また、諸外国では、岩国の艦載機住民投票のように最低投票率

（一定の投票率に満たない場合には開票もしない制度）を設けていることが多いのですが（40%ルールと呼ばれています）、これを設けることを政府は頑として拒否し続けています。自民党はもともと、国民投票制度を廃止しようという改憲案をつくっていたのですから、当然といえば当然なのですが、彼らの狙いはなるべく国民の意思が伝わらないようにすることにあるわけです。

②ひとつは、反対派に声をださせないカラクリです。

政府は、なるべく声が反映しないだけでは安心しません。そもそもその反対の声を出すこと自体をやめさせるカラクリも法案へ盛り込みました。それが公務員・教職員の運動制限です。公務員・教職員の方たちは約500万人弱いるのですが、その労働組合は、数ある組合の中でも最大規模の組織で、改正反対運動の中心となっています。法案は、明らかに反対運動の中心となるだろう彼らの声を封じることにしたわけです。

ちなみに、公務員や教職員の人たちが、憲法改正案についての運動をした場合には（一応「地位を利用」した時だけになっていますが、どんな場合がそれに当たるのか全く分からず結局怖くて誰も運動できません）、最大で禁固2年の重罰が科されます。つまり刑務所へ送られてしまうことになるのです。これでは反対だと思ってもその声をあげることは難しいでしょう。

③ひとつは、国民の耳に改憲賛成の声だけを流し込むカラクリです。

でも政府はこれだけやってもまだ安心できないようで、さらにマスメディアを利用して国民に改憲賛成の情報をすり込ませる、いわば洗脳作戦のような仕組みを設けたのです。

法案は、テレビ、新聞を政党などが無償で利用できるという規定を設けました。

もちろん、これ自体は悪いことではありません。もともと経済的に裕福な自民党などの改憲派がテレビや新聞などにお金をまき散らして意見広告を垂れ流せばその影響たるや凄まじいものになります。そのため、資金力のない反対派に無償でメディアを通じた意見をさせることは良いことです。

しかし、法案では、このメディアを誰がどのように無償使用できるかを決めるのは、「憲法改正案広報協議会」というところがやるのだとしています。そして、その協議会は、国会議員の会派所属議員数によって決めるというのです。

ご存じのとおり国会内は今まさに自民党議員だらけ、おまけに改憲派に属する公明党、民主党これらの改憲派が圧倒的です。この人たちが、テレビや新聞をどう使うかを決めることができるようになるわけです。法案には、新聞の掲載寸法まで決められることになっています。法案は、「ただ」で改憲派の意見を垂れ流すことができるようにする法律案となっているのです。単純に考えれば分かるように、改正について賛成か反対かを問うのが国民投票なんですから、「賛成」と「反対」で公平にメディアの利用を認めればいいはずなのですが、これを指摘されても政府は全く考えを改めようとしません。つい数ヶ月前に右派政権の提出した憲法改正案を国民の60%以上の反対票で否決したイタリアなどでは、改正賛成派と賛成派が均等にメディアを利用することが義務づけられています。

テレビも新聞も国民に警鐘をならすことさえできず、

連日のように「憲法は改正すべきだ」という一方的なテレビ放送や新聞広告が蔓延する事態がくるかもしれません。そうなったときには、私たち「9条の会」の会員のように少しでも知識があればおかしいと思えるかもしれませんが、忙しく働いている多くの善良な人たちは、どういった投票をするでしょうか？

紙面の関係上、長々と書くわけにはいきませんが、このような「インチキ」なカラクリまみれの国民投票法案をつくってでも改憲をしたいのは、この法案を提出している自民党与党が発表した「新憲法草案」を見ればよく分かります。自衛隊を軍隊にして、イラク戦争のようなアメリカの侵略戦争に「国際貢献」という名で参加するためです。

戦争できる国にしたい人たちにとっては、右傾化が著しい今がまさにチャンスなのでしょう。私たちは、この法案の隠されたカラクリに気付きました。今こそ冷静になって、このカラクリで政府が何をしようとしているのか見定めることができるはずですよ。

教育基本法で、愛国心に駆られ戦争にいける子、アメリカの子どものように貧困で戦争に行くしかない子が作られないように、国民投票法案で「戦争できる国」が作られないように、今を生きる私たちが真実を伝えていくべきだと思います。

阪田勝彦（自由法曹団・横浜合同法律事務所）



改悪法案を廃案に！ —教育基本法をめぐる情勢—

教育基本法改悪法案の国会審議がはじまりました。日々、情勢が動いています。ここでは、いくつかの特徴的な点について考えてみたいと思います。

第一に忘れてはならないのは、安倍内閣が、教育基本法改悪と「教育改革」に対する並々ならぬ決意で政権運営にあたっていることです。年来の教育基本法改悪論者である伊吹文明氏を文科大臣に、「教育基本法改正促進委員会」の委員長代理として改悪の先頭に立ってきた下村博文前文部科学政務次官を官房副長官に、性教育・ジェンダーバッシングの急先鋒に立ってきた山谷えり子氏を「教育再生」担当の首相補佐官に抜擢しました。内閣全体が、改憲右翼団体である「日本会議」「教育基本法改正促進委員会」などの関係者が牛耳る構成です。首相直属の諮問機関「教育再生会議」を設立し、財界直結、官邸主導の「教育改革」をすすめる体制を作り上げています。メンバーには財界と安倍首相の意向を反映するメンバーが多数入っています。安倍首相は10月23日、他の法案に優先して「教育基本法改正案の成立を最優先」するよう与党に指示しました。財界の意を受けた、競争・格差づくりと、国家・行政による統制・支配強化をすすめる「教育改革」を、万全の構えですすめようとしていることを見ておかなければなりません。

第二の特徴は、国民の世論と運動が大きく発展し、教育基本法「改正」案の審議を左右させていることです。国会審議入りを前に、伊吹文科大臣は、「法律の分量から見ても、審議は70から80時間やれば十分だ。早くお願いして通したい。」と強調していました。すでに春の国会で49時間の審議がされていますから、早ければ三日間程度の審議で採決されかねないと私たちは大変に危惧していました。ところが「教育基本法は大切な法律」「今国会での成立にこだわらず徹底した審議を」の声は国民の圧倒的多数になりました。多くのマスコミも、「採決を急ぐべきでない」との主張をかかげるようになりました。与党がもくろんだ11月初旬の衆議院通過が難しくな

りはじめています。この背景に、全国で草の根から広がる私たちの運動があることは間違いありません。

第三に特徴的なのは、日本の教育への国民の関心が急速に広がっていることです。「いじめ」自殺問題や、高校必修科目未履修問題をはじめとする諸問題に多くの国民が心を痛め、解決の道を考える国民的な議論が沸き起こっています。これらは数値目標での教育管理や、過度に競争的な教育制度の中で拡大・深刻化している問題であり、教育基本法改悪・安倍「教育改革」で一層促進されかねない問題です。国民的教育論議の中で、「教育基本法が諸悪の根源」「規範意識と学力を、管理と競争の強化で」などの論理はその基盤を失いはじめ、「基本法を変える採決を急ぐときではないだろう。目の前の問題に真正面から向き合い、国民とともに本質をとことん議論して『根本治療』につながる処方せんをしめすべきだ。」(11月1日付、「東京新聞」社説)などとの報道が広がるなど、流れが大きく変わり始めています。同時に、国民が子どもと教育に向き合い、教育と子どもたちの未来のために力を合わせる、そんな「本物の教育」を築く力が、教育基本法改悪を許さぬたたかいの中で、確かに育っていることは重要です。

「法案を成立させるためには参議院で一ヶ月は必要」と語られますが、そのぎりぎりのところで衆議院での審議日程をめぐる攻防が展開されています。国民の世論・運動と、改悪推進勢力の切り結びの中で情勢が展開しています。

教育基本法改悪を許さぬ運動は、歴史的・国民的なものとなっています。子ども全国センターに結集する多くの団体・個人が全国で大活躍しています。この運動をさらに広げ、大きな国民世論で国会を包囲するならば、改悪法案を廃案にし、日本の教育を前進させることができる。そんな確信と展望をみんなで共有し、がんばろうではありませんか。

杉浦洋一（子ども全国センター事務局長）

「コルチャック先生」

映画と講演の夕べによせて

11月20日は「子どもの人権デー」。1989年の国連での「子どもの権利条約」の採択を記念して設けられたので、今回は17周年になる。

「子どもの権利条約」の原案を提出し、積極的に条約の制定を目指したのは、ポーランド政府だといわれている。その原点は、ポーランドの生んだ小児科医・作家であり、偉大なる教育者でもあったヤヌシュ・コルチャック（本名ヘンリク・ゴールドシュミット）の子どもの権利思想の業績によるものが大きい。

コルチャックは、1878年、帝政ロシアの支配下にあったポーランドに生まれた。幼少時より、民族の存在を守る運動の影響を受けて育ち、ワルシャワ大学に入学後、慈善協会施設で非合法教育活動をしながらか作家としてデビュー。1899年、論文「19世紀隣人愛の思想の発展」を表し、「子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である」という子ども観を述べている。卒業後、小児科病院に勤務し、露日戦争には従軍医として派遣された。

1911年、病院を辞して30代前半より孤児院の主宰者となり、『子どもたちをいかに愛するか』（1918年）を出版し、家庭と社会における「子どもの権利」の基本的な考え方を述べた。1929年に表した『子どもの権利の尊重』では、子どもの未来を重視することだけでなく、「今という時間を、まさに今日という日を尊重されよ！」と提言し、子どもが今をどう生きるかを守ることの大切さに着眼して論述した。

コルチャックは、孤児養育に情熱を捧げながら、『生活の規則（人生の掟）』（1930年）、『おもしろ教育学』（1939年）等の著作活動を展開したが、ナチスの弾圧により拘束され、1942年8月、孤児200名の子どもとともにトレ布林カ収容所で運命をともにした。

子どもを愛し・尊敬し・子どもの人格を尊重しなければならぬと提言したコルチャックは、今日では「子どもの権利条約」の精神的父といわれていて、その記念像

がワルシャワ市内のユダヤ人墓地に建てられ、2002年8月6日、落成式が行われた。



塚本智宏先生は、日本におけるヤヌシュ・コルチャック先生の代表的研究者であり、著作に『コルチャック子どもの権利の尊重』（「子どもの未来社」2004年）がある。この「夕べ」のために、北海道名寄市からわざわざ上京される所以は、尽きないコルチャックの魅力と、その研究のネットを国際的にも大きく広げたいという情熱に依拠するものと思われる。子ども研究と、コルチャックの「愛・尊敬」の考え方、これからの社会の人権のあり方等について、今後の追求の道しるべとなる期待が大きい。

高柴光男（日本子どもを守る会事務局長）

『コルチャック先生』映画と講演の夕べ

時： 11月20日（月） 午後6時～9時

所： 東京・市ヶ谷「全国教育文化会館」

映画：「コルチャック先生」（ワイダー監督）

講演：塚本智宏先生（名寄市立大学教授）

「子どもの権利の尊重 子どもを人間としていかに愛するか」

—子どもの権利条約の精神的父
コルチャックに学ぶ—

会費 1000円

国歌斉唱義務不存在確認等請求事件

東京地裁判決 (2006年9月21日) <抜粋>

東京都の教職員401名が都教委を相手に、「国旗・国歌の強制は違法であり、これに従う義務はない」ことを求めた裁判で、東京地裁は2006年9月21日、原告側の完全勝利判決を言い渡しました。国旗・国歌の強制と教職員の処分をふりかざした「10・23通達」および都教委による一連の行為は、教育基本法10条および学習指導要領にてらして行政の不当な支配・介入にあたる、と断じた画期的な判決です。以下はその判決の抜粋です。(編集部)

主文

1 (前略) 原告らが、被告都教委に対し、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」(15教指企第569号、以下「本件通達」という。)に基づく校長の職務命令に基づき、上記原告らが勤務する学校の入学式、卒業式等の式典会場において、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務のないことを確認する。

2 被告都教委は、(中略) 本件通達に基づく校長の職務命令に基づき、上記原告らが勤務する学校の入学式、卒業式等の式典会場において、会場の指定された席で国旗に向かって起立しないこと及び国歌を斉唱しないことを理由として、いかなる処分もしてはならない。

3 (前略) 上記原告らが勤務する学校の入学式、卒業式等の式典の国歌斉唱の際に、ピアノ伴奏義務のないことを確認する。

4 (前略) ピアノ伴奏をしないことを理由として、いかなる処分もしてはならない。

5 被告都は、原告らに対し、各3万円及びこれに対する平成15年10月23日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

事実及び理由の要旨

<第3 争点に対する判断>

争点2 (義務の存否) について

(1) 我が国において、日の丸、君が代は、明治時代以降、第二次世界大戦終了までの間、皇国思想や軍国主義の精神的支柱として用いられてきたことがあることは否定し難い歴史的事実であり、(中略) なお国民の間で宗教的、政治的にみて日の丸、君が代が価値中立的なものと認められるまでには至っていない状況にあることが認められる。このため、国民の間には、公立学校の入学式、卒業式において、国旗掲揚、国歌斉唱をすることに反対する者も少なからずおり、このような世界観、主義、主張を持つ者の思想・良心の自由も、他者の権利を侵害するなど公共の福祉に反しない限り、憲法上、保護に値する権利というべきである。(後略)

(2) ウ (前略) 学習指導要領の国旗・国歌条項の法的効力は、その内容が教育の自主性尊重、教育における機会均等の確保と全国的な一定水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準を定めるものであり、かつ、教職員に対し一方的な一定の理論や理念を生徒に教え込むことを強制しないとの解釈の下で認められるものである。(中略) このような解釈を超えて、教職員に対し、入学式、卒業式等の際に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務、ピアノ伴奏をする義務を負わせているものであると解することは困難である。

(3) ア 被告都教委教育長が発する通達ないし職務命令についても、学習指導要領と同様に、教育基本法10条の趣旨である教育に対する行政権力の不当、不要の介入の排除、教育の自主性尊重の見地のほか、教育における機会均等の確保と一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準に止めるべきものと解するのが相当である。

イ (前略) 本件通達及びこれに関する被告都教委の都立学校の各校長に対する一連の指導等は教育基本法10条1項所定の不当な支配に該当するものとして違法と解するのが相当であり、(後略)。

ウ 被告都教委の一連の指導等は、教育基本法10条に反し、憲法19条の思想・良心の自由に対し、公共の福祉の観点から許容された制約の範囲を超えているというべきであって、(中略) 国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務、ピアノ伴奏をする義務を負うものと解することはできない。(後略)

<第4 結論>

(前略) 懲戒処分をしてまで起立させ、斉唱等させることは、いわば、少数者の思想良心の自由を侵害し、行き過ぎた措置であると思料する次第である。国旗、国歌は、国民に対し強制するのではなく、自然のうちに国民の間に定着させるというのが国旗・国歌法の制度趣旨であり、学習指導要領の国旗・国歌条項の理念と考えられる。(中略) 本件通達及びこれに基づく各校長の原告ら教職員に対する職務命令は違法であると判断した次第である。